

◆書評

遠藤 公嗣

(明治大学教授・会員)

中野 麻美・森 ます美・木下 武男編

『労働ビッグバンと 女の仕事・賃金』

つい一〇年前まで繁栄を誇っていた日本企業は、現在では経営不振にあえぎリストラを迫られ、その結果として、雇用量は急速に減少している。また、戦後初期につくられ五〇年間まがりなりにも意義のあった労働保護基準は、国際的な企業間競争の激化に対応するために、その基本的考え方が大きく変更されようとしている。こうした状況は、女性の働き方へどのような悪影響を与えているのか。それを打ち破り、未来を切り開く途はどこにあるのか。これらについて、女性労働者の権利を主張し運動を続けてきた人々が一九九八年二月に集まり、シンポジウムを

持ち意見を交換した。本書は、その時の発言をもとにして、つくられたものである。

本書の全体は二部に分かれていて、第一部では、主に女性労働者のおかれた現状が報告され、第二部では、主にそれを打破する途が模索され提案されている。

第一部で報告されているのは、航空業界に導入された短期契約の客室乗務員制度、パートタイマーの短時間化・複合就労化などのコミュニティ・ユニオンからみた実態、JRの女性正社員のみならず変形勤務、丸子警報器の女性臨時職員の賃金差別を主張する裁判闘争、住友化学女性社員による大

阪女性(婦人)少年室への調停申請と会社の拒否、昭和シェル石油と商社兼松と商社岩谷産業における賃金の男女間差別を主張する裁判闘争、商工中金における女性総合職の昇格差別を主張する裁判闘争、女性ユニオン東京の相談・交渉事例から見た実態、である。

生々しい報告のそれぞれから、女性の雇用差別のさまざまな現状について、書評者は認識をあらたにした。それぞれの事例にいくつかのコメントしたい点があるが、ここでは労働組合運動との関係を述べたい。現代日本の労働組合運動の重要な特徴が、多くの事例に表現されているからである。

書評者は、一九七〇年代後半に国鉄の職場調査をおこなったことがある。その時の強い印象の一つは、労働組合が労働条件を強く規制する力を持つ機関区・電車区では、勤務割(作業表・交番表)などを、長距離通勤者や病弱者に配慮する組合規制が存在したことであつた。それに対比すると、報告されたJRの事例は、勤務割を配感しない点で驚異的である。そし

て、その無配慮は、報告者が少数の国労組合員であるからよりも、JR労働者の全体に共通し、JRの諸労働組合が規制しなくなった・できなくなった結果であるように思われる。

日本の労働組合は組合員個々の処遇をあまり規制しない、女性組合員にあまり配慮しない、というのが元来からの一般的特徴といつてよいけれども、それでも、かつては規制していた組合もあつた。その労働組合が労働条件を規制しなくなった・できなくなったことは、女性労働者にもまた不利をもたらしたのである。同様に、岩谷産業の事例は、労働組合運動の変化が女性労働者に不利をもたらしたことを示唆する。

また、労働組合がそもそも女性労働者に配慮しないとか、敵対的ですからあるのが報告されるのは、住友化学と商社兼松の事例である。企業別組合が明らかに存在するはずなのに一言も言及されない事例のいくつかも、この同類であろう。残念なことであるが、日本の労働組合の多数は、以上に類型

されると思う。

逆に、コミュニティ・ユニオンや女性ユニオン東京は、はじめから女性労働者を念頭においた労働組合といつてよい。また、既成の労働組合が女性労働者に配慮するように変化した珍しい事例は、丸子警報の事例である。しかし、これらの労働組合は、日本ではごく少数であるといつてよい。女性組合員に配慮しない多数の労働組合と配慮する少数の労働組合、これが現代日本の労働組合運動の重要な特徴である。

第二部では、現状を打破する途がさまざまに模索され提案されている。それらの中で、書評者が特に関心を持ったのは、一つは、森ます美や逆井征子による同一価値労働同一賃金（ベイ・エクイティ）原則の提起であり、もう一つは、木下武男による「労働運動フェミニズム」の提案であった。

同一価値労働同一賃金原則が提起された意義は、書評者の理解によると、人に対して賃金を支払う日本の考え方（年功給も職能給も諸手当も）は、長期勤続女性に対

しては、容易に性差別賃金になりやすいと指摘したこと、それよりは、国際標準であるところの、職務に対して賃金を支払う考え方（いわゆる職務給）のほうが「よしまし」ではないかと提起したところにある。この提起は、日本では画期的かもしれない。

もちろん、同一価値労働同一賃金原則を日本で（ある意味では欧米でも）実行するには相当な困難が予測される。しかし、そうした困難によって、日本でこの原則が提起された意義が減じられるものではない。この原則について、より多くの議論とより多くの試行適用が積み重ねられることを書評者は期待する。それによって、日本の考え方の境界と、改革の途がより明確になるからである。

木下による「労働運動フェミニズム」の提案は、第一部で表現された日本の労働組合運動の重要な特徴を考慮すると、きわめて重要である。日本の労働組合が男性中心主義であることは相当に明白であるが、それを欠陥として意識し改善する運動はほとんど取り組ま

日米女性ジャーナル

U.S.-JAPAN WOMEN'S JOURNAL

「日本語版」第25号掲載予定論文

- ・必修知識：ジェンダー学のコア・カリキュラムへの統合
(Susan Christpher)
- ・教室授業の教授法と新しい女性学
(Frances Maher)
- ・小グループ教育：保守的な時代におけるコンシャスネス・レイジング
(Estelle B. Freedman)
- ・日系ブラジル人女性の日本逆流出移現象：世帯戦略と「故国」追求
(山中啓子)
- ・トルコ社会における女性の地位
(Reside Kabadayi)
- ・身体境界：日本における梅毒と娼女と国家、1860-1890
(Susan Burns)

パーデュー大学

城西大学

国際文化教育センター

定期購読等の問い合わせ先：

〒350-0295 埼玉県坂戸市けやき台1-1

学校法人城西大学国際文化教育センター

TEL: 0492-71-7731 / FAX: 0492-71-7981

れていないからである。

木下は、企業別組合と無関係な、女性労働者が個人加盟で独自に組織する企業・産業横断的な連帯組織の必要性を強調する。そして、その同類組織（CLUW）が米国に存在することを示し、また日本では、個人加盟労働組合にも団体交渉権が認められるから、その連帯組織は労働組合機能を担うことすら可能性があることを示唆した。いわば、現在の労働組合の実質的機能が女性労働者にとり有利か不利かをさめた目で評価すべきこと、そして、女性労働者に有利でないから、有利となる新しい組織の結成をためらわず進めるべきこと、これらを明確に主張したのである。

「労働組合は、女性の役に立っているのだろうか」との木下の問いは、一〇年前に評判になった中村圭介ら著『労働組合は本当に役に立っているのか』（一九八八、総合労働研究所）の書名のモジリと思っけれども、中村らの議論の欠点を見事についている。

書評者は、日本の労働運動家や

労働研究者が現在なお過剰な「労働組合」信仰のもとにあり、そのために「見るべきもの」が見えないと感じている。木下の主張はそれをほぼ完全に脱却し、そのゆえに、木下には「見るべきもの」が見えたのである。「労働運動フェミニズム」の提案に、書評者はほぼ賛成である。

本書は、多数の執筆者による短い文章を収録した体裁のために、説明不足の箇所とか、主張の理由や根拠の掘り下げ不足の箇所もある。しかし、その報告し提起するところは、体裁から思われるよりもはるかに深い。本書が想定する読者は一般の働く女性らしいけれども、書評者の希望としては、男性を含めて、学生にも働いていない人にも、もっと広範な人々に読んでもらいたい。

（青木書店 一九九八年 本体価格二〇〇〇円）

（えんどう こうし）